地方公共団体財政健全化法に基づく令和7年度決算の市町村等の健全化判断比率及び資金不足比率について（確報値）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する県内市町村等（仙台市を除く）における
健全化判断比率及び資金不足比率について、令和7年度決算に基づく算定結果は次のとおりであった。

1　健全化判断比率の状況

指標名	早期健全化基準	財政再生基準	早期健全化基準以上の団体
実質赤字比率	11.25　～　15　%	20%	該当なし
連結実質赤字比率	16.25　～　20　%	30%	該当なし
実質公債費比率	25%	35%	該当なし
将来負担比率	政令市：400% 政令市以外：350%	－	該当なし

2　資金不足比率の状況

指標名	経営健全化基準	経営健全化基準以上の団体
資金不足比率	20%	該当なし ※　資金不足額が生じた会計は、全１１６会計（仙台市を除く）のうち3会計

【資金不足額が生じた会計】

地方公共団体の名称	特別会計の名称	資金不足額	資金不足比率
栗原市	病院事業会計	456,585千円	7.5%
蔵王町	国民健康保険蔵王病院事業会計	13,057千円	8.7%
みやぎ県南中核病院企業団	みやぎ県南中核病院企業団病院事業会計	244,587千円	2.2%

3 各市町村の健全化判断比率

（単位：%）

健全化判断比率 / 市町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
仙台市（※参考）	－　（ 11.25 ）	－　（ 16.25 ）	4.6	38.6
石巻市	－　（ 11.43 ）	－　（ 16.43 ）	4.4	－
塩竈市	－　（ 12.96 ）	－　（ 17.96 ）	4.7	－
気仙沼市	－　（ 12.52 ）	－　（ 17.52 ）	8.3	－
白石市	－　（ 13.31 ）	－　（ 18.31 ）	6.6	－
名取市	－　（ 12.57 ）	－　（ 17.57 ）	2.4	－
角田市	－　（ 13.56 ）	－　（ 18.56 ）	11.2	－
多賀城市	－　（ 12.83 ）	－　（ 17.83 ）	3.4	－
岩沼市	－　（ 13.22 ）	－　（ 18.22 ）	0.9	－
登米市	－　（ 11.94 ）	－　（ 16.94 ）	7.1	59.4
栗原市	－　（ 11.95 ）	－　（ 16.95 ）	8.6	58.3
東松島市	－　（ 13.18 ）	－　（ 18.18 ）	8.1	0.2
大崎市	－　（ 11.49 ）	－　（ 16.49 ）	8.1	85.8
富谷市	－　（ 13.15 ）	－　（ 18.15 ）	▲ 1.2	－
蔵王町	－　（ 15.00 ）	－　（ 20.00 ）	4.6	21.0
七ヶ宿町	－　（ 15.00 ）	－　（ 20.00 ）	7.5	－
大河原町	－　（ 14.42 ）	－　（ 19.42 ）	6.2	－
村田町	－　（ 15.00 ）	－　（ 20.00 ）	11.2	43.3
柴田町	－　（ 13.52 ）	－　（ 18.52 ）	7.9	40.1
川崎町	－　（ 15.00 ）	－　（ 20.00 ）	6.0	－
丸森町	－　（ 14.65 ）	－　（ 19.65 ）	9.3	6.6
亘理町	－　（ 13.68 ）	－　（ 18.68 ）	4.9	－
山元町	－　（ 15.00 ）	－　（ 20.00 ）	6.9	－
松島町	－　（ 15.00 ）	－　（ 20.00 ）	7.1	5.2
七ヶ浜町	－　（ 15.00 ）	－　（ 20.00 ）	1.6	－
利府町	－　（ 13.69 ）	－　（ 18.69 ）	6.9	39.4
大和町	－　（ 13.63 ）	－　（ 18.63 ）	3.6	－
大郷町	－　（ 15.00 ）	－　（ 20.00 ）	9.2	－
大衡村	－　（ 15.00 ）	－　（ 20.00 ）	6.6	－
色麻町	－　（ 15.00 ）	－　（ 20.00 ）	11.2	68.8
加美町	－　（ 13.51 ）	－　（ 18.51 ）	6.3	23.7
涌谷町	－　（ 14.82 ）	－　（ 19.82 ）	7.2	－
美里町	－　（ 13.88 ）	－　（ 18.88 ）	7.5	48.9
女川町	－　（ 14.26 ）	－　（ 19.26 ）	5.1	－
南三陸町	－　（ 14.53 ）	－　（ 19.53 ）	10.4	－
加重平均（仙台市除く）			6.1	－
加重平均（仙台市含む）※参考			5.4	9.1

※　括弧内は、各市町村の早期健全化基準である。

参考：各指標の解説

○実質赤字比率…当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- 実質赤字の額 ＝ 繰上充用額 ＋(支払繰延額＋事業繰越額)
- 標準財政規模 ＝ 標準税収入額等 ＋ 普通交付税額 ＋ 臨時財政対策債発行可能額

○連結実質赤字比率…当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
  - イ 一般会計及び公営企業(地方公営企業法適用企業・非適用企業)以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
  - ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
  - ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
  - ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

○実質公債費比率…当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率

$$\text{実質公債費比率（3か年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金 ＋ 準元利償還金）－（特定財源 ＋ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

- 準元利償還金：イからホまでの合計額
  - イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
  - ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
  - ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
  - ホ 一時借入金の利子

○将来負担比率…地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 －（充当可能基金額 ＋ 特定財源見込額 ＋ 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模 －（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

- 将来負担額：イからヌまでの合計額
  - イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
  - ロ 債務負担行為に基づく支出予定額(地方財政法第5条各号の経費に係るもの)
  - ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
  - ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
  - ホ 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額
  - ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人(設立法人)の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - ト 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - チ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - リ 連結実質赤字額
  - ヌ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- 充当可能基金額：イからチまでの償還額等に充てることができる地方自治法第241条の基金

○資金不足比率…当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- 資金の不足額：
  - 資金の不足額(法適用企業)＝(流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 － 流動資産) － 解消可能資金不足額
  - 資金の不足額(法非適用企業)＝(繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高)－ 解消可能資金不足額
  - ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
  - ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。
- 事業の規模：
  - 事業の規模(法適用企業)＝ 営業収益の額 － 受託工事収益の額
  - 事業の規模(法非適用企業)＝ 営業収益に相当する収入の額 － 受託工事収益に相当する収入の額
  - ※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例あり。
  - ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。